

## 東近江市職員の給与に関する条例及び東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市職員の給与に関する条例及び東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市職員の給与に関する条例及び東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(東近江市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 東近江市職員の給与に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 17 条の 2 第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 17 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 18 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 22 条第 7 項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の」に改める。

(東近江市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第 2 条** 東近江市職員の退職手当に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項中「。以下「施行令」という。」を削る。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の東近江市職員の給与に関する条例第17条第1項及び第4項、第17条の2第2号（同条例第18条第5項及び第22条第8項において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第2項第1号並びに第22条第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行日前に旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る退職手当の支給については、第2条の規定による改正後の東近江市職員の退職手当に関する条例第12条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、関係する本市条例を改正したく、本議案を提出するものである。